

遼東公孫氏政権（遼燕）の国家像

——公孫度・公孫淵の即位記事・独立記事を中心に

2022 年 9 月 4 日（日）

日本学術振興会特別研究員 DC2（東北大学大学院文学研究科） 青木竜一

はじめに スライド2

□遼東公孫氏政権とは スライド3

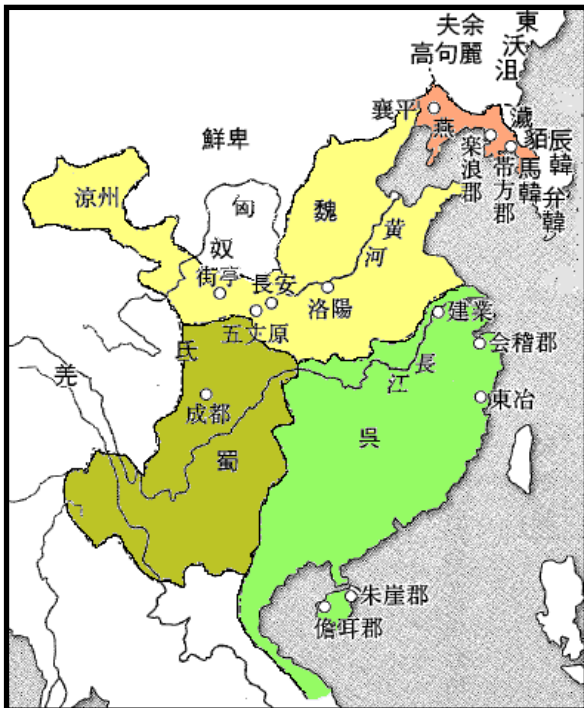
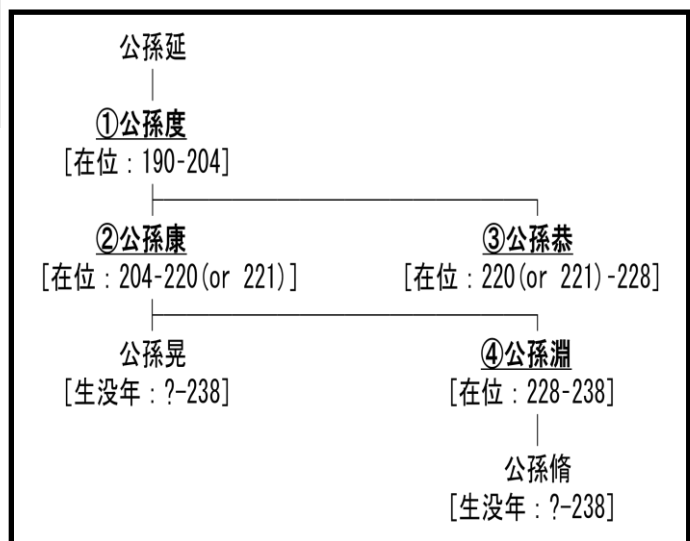


図1 3世紀前半の東アジア

前漢以来、遼東地域はその郡治の襄平を中心に、農業・手工業・牧畜などにおける商品生産や流通などをはじめとして経済が発達し、後漢末の混乱の中でも一定の経済力を有しており。また、中原からの流民たちによって先進的な技

遼東半島から朝鮮半島、そして最盛期には山東半島の一部までを領土とし、「海東に雄たり」などと評された政権。初平元年（190）に初代の公孫度が即位してから、四代目・公孫淵の紹漢二年＝景初二年（238）に魏の司馬懿の遠征により滅亡するまで、三世四代・約五十年にわたり存続した。『三国志』においては、『魏書』『蜀書』『吳書』のように一書として立てられず、後世（前近代）の伝統的な史観では、その認識に倣ってこの時代を「三国鼎立」の時代と見なし、公孫氏政権を一国・一王朝として見なさない。

図2 遼東公孫氏系図



¹ 図1は渡邊義浩『魏志倭人伝の謎を解く：三国志から見る邪馬台国』（中公新書、2012年）の扉前の「3世紀前半の東アジア」の図に一部着色して作成。

術や文化がもたらされ、より一層発展した²。その最盛期における兵力については、公孫氏の自称は百万であるが³、政権外部の人物の発言によれば十万であった⁴。十万と言えば、後の蜀漢の通常の兵力と同等ということになる⁵。以上のような実態から、公孫氏を呂布や袁術のような軍閥と同様に見てはならず、「独立王国」として、中国古代史における公孫氏政権の貢献を十分に肯定すべきだとする見解⁶や、遼東公孫氏を一国と見なしてこの時代を「四国時代」と呼ぶべきであるとする意見⁷もある。なお、公孫氏は公孫度・公孫康の二代を最盛期とし、三代目の公孫恭以降、衰退の道を辿るとされている⁸。

□遼東公孫氏政権略史⁹ スライド4・5

- 189年 董卓政権下、公孫度が遼東太守に赴任。烏桓・高句麗を討ち、夫余と結び、「令は海外に行わる」、「威は海畔に行わる」、「外夷を威服す」。
- 190年 反董卓連合の乱に乗じ、派兵して朝鮮半島・山東半島に領土を広げ、平州・營州の二州を支配し、初めは平州牧・遼東侯を、次いで遼東王を称す。
- 204年 公孫度が死去し、公孫康が位を嗣ぐ。翌年、山東半島の領土（營州）を曹操軍に奪われる。
- 207年 曹操に屈服して名目上藩属するも、旧領を安堵され、「海北土地割以付君、世世子孫實得有之。」〔海北の土地は割きて以て君に付し、世世子孫、實に之を有つを得ん。〕との命を授かり、公孫康は依然として国内では王として振る舞って君臨した。（表向きは「遼東太守・左將軍」であったが、樂浪郡・玄菟郡・帶方郡・遼東属国なども引き続き実効支配。）
- 220年頃 漢魏革命後、曹魏朝廷に「稱臣妾」。公孫康が死去。子の公孫晃・公孫淵兄弟はまだ幼く、弟の公孫恭が擁立され、親魏政権を樹立。
- 228年 公孫淵が叔父の公孫恭から位を奪い、公孫恭を監禁。魏は公孫淵の位の継承を承認。
- 232年 孫呉が公孫淵に使者を派遣し、「使持節・督幽州・領青州牧・遼東太守・燕王」の位と九錫を授ける。その動きを知った魏が田豫・王雄を海陸両面より派遣して遼東を攻めるも、成果無く帰還。翌年、公孫淵は呉を拒絶し、魏側に就く姿勢を見せ、魏より「持節・大司馬・領遼東太守・樂浪公」の位を受ける。
- 237年 魏が毋丘儉を派遣して公孫淵を攻撃するも、撃退される。公孫淵は燕王を称して魏から独立。
- 238年 司馬懿の遠征により遼東公孫氏が滅亡。魏は公孫晃・公孫淵・公孫脩を殺害し、監禁されていた公孫恭を保護。

2 崔国璽「略論公孫度」（『社会科学戦線』、1985年4期）。

3 『三国志』卷二十六・魏書・牽招伝。

4 『三国志』卷十一・魏書・涼茂伝。

5 柿沼陽平『中国古代貨幣經濟の持続と転換』（汲古書院、2018年）所収「蜀漢の軍事最優先型經濟体制」（初出は2012年）。

6 張云樵「論遼東公孫氏政権」（『松遼学刊』、1989年第一期）、張云樵・張莉「対遼東公孫氏政権的剖析」（『北華大学学報（社会科学版）』、第1卷第3期、2000年）。

7 大庭脩「三・四世紀における遼東地域の動向」（『古代中世における日中関係史の研究』同朋舎出版、1967年、初出は1967年）、大庭脩「邪馬台国をめぐる国際関係」（『親魏倭王』、学生社、1971年）。

8 陳鵬「遼東公孫氏政権の興亡——以其對外政策為視角」（『現代交際』、2017年16期）などを参照。

9 大庭脩「三・四世紀における遼東地域の動向」や、『三国志』卷一・魏書・武帝紀、卷二・魏書・文帝紀、卷三・魏書・明帝紀、卷八・魏書・公孫度伝、卷十四・魏書・蔣濟伝、卷二十六・魏書・田豫伝、卷三十・魏書・東夷伝、卷四十七・吳書・吳主伝、范曄『後漢書』列伝六十四下・袁紹伝下附公孫康伝、列伝七十五・東夷列伝、およびそれらに附された諸注等を参照。

●大庭脩氏

公孫淵が燕王と称し、紹漢の年号を建てたことに注目し、「公孫氏はいわば燕という一国家であったとみてもよいと思う」¹⁰とし、遼東公孫氏の勢力をひとつの国と見なして「名目にこだわっているならばこの二年間、実質をふまえていうならばざっと五十年間、通常は三国時代というけれども、公孫氏の燕も加えて四国時代であったとってよい。」とする¹¹。「この二年間」とは、紹漢元年～二年（237～238）を指す。

→この時代を「四国時代」とする見解は従うべきであると思われるが、「名目にこだわっているならばこの二年間」という認識は本当に妥当であるのか。大庭氏は、公孫度の即位記事に関する分析をまったくされておらず、207年に藩属するまでの公孫度・公孫康の立場に関しても考察をほとんど行われておらず、その時期の彼らを遼東太守・平州牧として扱っている。大庭氏は公孫淵の燕国時代を強調し、その前身として公孫度・公孫康・公孫恭の政権を扱っているに過ぎない。そのこともあって、後述の松田徹氏により「大庭氏の見解も、時代を縦割りにした——公孫淵の時代に偏った——とらえ方と言える」との批判も受けている。

●松田徹氏¹²

公孫度の立場について公孫淵の立場と比較し、「公孫度の孫の公孫淵が、燕王と自称し、百官を置き、年号を建てて反魏の態度を明らかにしたのは根本的に異なる」とし、その根拠を「この時公孫度は州牧を自称しただけで王とは称していない。彼が自ら「遼東の王なり」と語ったという件に関しては、単にそのように語ったと伝えるだけで、外に向かって正式に王号を称したということにはなるまい。ましてや、年号など建てていないからだ」とする。そして、大庭説に対して「大庭氏の見解も、時代を縦割りにした——公孫淵の時代に偏った——とらえ方と言える」と批判する。

→松田氏は、公孫度は対外的には王と称していないとの見解を示すが、その根拠は述べられておらず、なぜそのように断定できるのかは不明である。また、「ましてや、年号など建てていないからだ」というのも同様で、確かに『三国志』には公孫度が年号を建てたという記事は無いものの、それはたとえば皇帝を称した袁術の場合も同様であり、「紹漢」の年号を建てた公孫淵も『三国志』公孫度伝の本文には年号を建てたということは記されていない。つまり、単に記されていないだけで実際には年号を建てていた可能性も十分に想定できるのであり、『三国志』本伝に年号に関する記載が無いからと言って、それを「年号を建てていない」と結論づけることには疑問を覚える。故に、公孫度が対外的にどのような立場を表明していたのかについては、別の尺度での検討が必要であろう。

●西嶋定生氏¹³

公孫度の即位記事に基づき、「二祖廟、すなわち高廟（高祖廟）と光武廟とを建てて、漢王朝の権威を継承する姿勢を示し、遼東郡の首都襄平の城の南に祭壇を築いて天地を郊祀し、籍田の礼を行ない、兵を治め、鸞路に乗り、九旒を立て、旄頭羽騎を扈従させるなど、まさに天子の制度を整えたのであった」とする。ただ、「この政権が完全な独立政権であったか」というと、そこには問題がある」とし、207年以降の藩属期に

¹⁰ 大庭脩「三・四世紀における遼東地域の動向」（『古代中世における日中関係史の研究』同朋舎出版、1967年、初出は1967年）。

¹¹ 大庭脩「邪馬台国をめぐる国際関係」（『親魏倭王』、学生社、1971年）。

¹² 松田徹「対外政策よりみた遼東公孫氏政権：三国時代の辺境独立政権」（『中国研究』3、1994年）。

¹³ 西嶋定生「親魏倭王冊封に至る東アジアの情勢——公孫氏政権の興亡を中心として——」（『井上光貞博士還暦記念古代史論叢』上巻、吉川弘文館、1978年）。

関しては、「公孫氏政権は地方政権として自立しながらも、魏王朝に臣属するというかたちをとっていた」とする。その時期の曹魏との関係性については「魏王朝と公孫氏政権との関係は、公孫氏政権が異民族政権ではないにもかかわらず、中国王朝と外藩国との関係に同定されうるであろう」¹⁴としている。西嶋氏は、公孫氏政権を総じて「中国王朝の周辺に成立した国家」と見なし、「中国王朝」としては見なさない。

→西嶋氏は、公孫氏は「漢王朝の権威を継承する姿勢を示し」とも述べており、それならば「中国王朝」として見なすべきかとも思われるが、公孫氏のステータスに焦点を当てた専論ではないこともあって、その点は明確にはされていない。また、「天子の制度を整えた」とは見なすものの、個々の儀礼・儀制の意味について詳しく分析しているわけではない。

●仁藤敦史氏

207年以降の公孫氏について、西嶋定生氏の考えを参照して「独立した地方政権を指向しつつも、魏王朝および呉王朝からの懐柔と従属の圧力に抗うことができず、公孫氏の政治的立場が時期により微妙に変化した」とする。初代の公孫度については、西嶋定生の考えにのっとり「漢の祖廟を建てて漢王朝の権威を継承し、種々の天子の制度を整えている」としている。そして公孫度・公孫康の時代の公孫氏について「名実ともに「遼東の王」として振る舞っていた」とする。¹⁵

→西嶋氏の見解も合わせて考えると、少なくとも、①190～207年の遼東国期、②207～237年の外藩国期、③237～238年の燕国期というように公孫氏のステータスは変化することになる。初代の公孫度について、両氏は「天子の制度を整えた」と控えめに表現するが「天子に即位した」とは言えないのだろうか。すなわち、大庭氏の表現を借りるのであれば、「名目上は(①および③の)二十年間、実質的にはざっと五十年間」存続した「王朝」と見る余地があるのではないか。

※西嶋氏の研究は、まだ漢魏晋期の即位儀礼についての研究が進んでいなかった頃のもの。

●金子修一氏

公孫度について「初平元年はまさしく献帝即位の翌年であり、公孫度が漢の二祖廟（高祖の高廟と光武帝の世祖廟）^{マツ}を立て、その二祖の制を承けたと称して壇墠（南郊）を治所の襄平城の南に設けて天地を郊祀したというのは、董卓の献帝擁立を認めずに自立の意志を表明したことに他ならない。」とし、皇帝・天子を称した袁術・曹丕・劉備・孫権の告代祭天の事例と並べて、「このように、後漢末以降の群雄の自立時に告天の祭祀が一斉に行われるようになったことは、祀天が皇帝の特権であり、それが皇帝自身によって行われてこそ生じる現象であろう。」とする。以上の如く、公孫度の南郊の祭天を、献帝の南郊親祭と対照的に見、袁術や三国の即位の例と同様のものとしている。¹⁶

→公孫度の南郊の祭祀を即位儀礼であると見なす。ただし、公孫氏に関する専論ではないので、公孫氏のステータスにはこれ以上は説き及ばず。

¹⁴ 西嶋氏は特に言及されていないが、『三国志』卷三十・魏書・東夷伝に「而公孫淵仍父祖三世有遼東、天子爲其絶域、委以海外之事、遂隔斷東夷、不得通於諸夏。」〔而るに公孫淵、父祖三世に仍りて遼東を有ちたれば、天子は其を絶域と爲し、委ぬるに海外の事を以てし、遂て東夷を隔斷し、諸夏に通ずるを得ず。〕とあり、魏に藩属していた時期の遼東公孫氏政権が、魏の天子によって「絶域」と見なされ、「諸夏」には含まれていないというのがその証左となる。

¹⁵ 仁藤敦史「卑弥呼の王権と朝貢——公孫氏政権と魏王朝」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第151集、2009年）。

¹⁶ 金子修一「漢代における郊祀・宗廟制度の形成とその運用」（『中国古代皇帝祭祀の研究』、岩波書店、2006年）。

□本発表の目的 **スライド7**

先行研究の関心は、祭祀・儀礼に着目した金子氏を除けば、主に遼東公孫氏政権と邪馬台国・高句麗・夫余などの東夷諸国との間の国際関係、もしくは司馬懿の遠征による公孫氏の滅亡とそれにまつわる魏呉間の紛争にある。金子氏も含め、必ずしも遼東公孫氏政権そのものに着目して、その立場や国家像について論じたものではない。よって、如上の先学の見解は、公孫氏に関する史料を総合的に考証して導き出された結論というわけではなく、それぞれ断片的な史料に基づき、行論の必要に応じてその一側面を描き出したものに過ぎない。そのため、あるいは公孫氏が「王」を称したことについては注目するものの、「天子」の制度を整えたことには触れず、あるいは「天子」の制度を整えたことについては注目するものの、「王」を称したことについては触れず、多くの場合、公孫氏の立場については、数文・数行程度の言及に留まる。そして、公孫氏がどのようなステータスを有していたかについての共通認識や相互の議論が無く、上述の通り見解がバラバラである。しかし、当時の国際関係について考えるに当たっては、まずは公孫氏政権のステータスそのものに関する総合的な検討が不可欠。

具体的には次の二点が主な論点となる。

- ①公孫淵が王を称して一国として独立したのは共通認識であるが、公孫氏政権の最盛期である公孫度・公孫康時代における称王については、果たして大庭氏や松田氏の見解の通り、政権内部向けのものでしかなく、対外的には平州牧を称していたのだと見るべきか、それとも仁藤氏の述べる通り名実ともに王であったと見るべきか。
- ②西嶋氏も述べるように、公孫度が天子を志向し、その制度を整えたことは確かであり、また金子氏が示唆するように、それはまさに天子の即位儀礼に外ならなかったが、公孫氏が「天子」でありながら、「皇帝」ではなく「王」を称したということをどのように捉えるべきか。

この二点の解明を通じて、公孫氏がどのような国家像を描いていたのか、ということ考察するのが本発表の目的。周知の通り、三国時代および続く五胡十六国時代は「皇帝」の相対化の時代である。秦漢を通して唯一無二であったはずの「皇帝」が、三人同時に並び立ってそれが何世代も続き、特に蜀漢と孫呉に至っては互いに皇帝としての立場を認め合ったというような異例の時代であった¹⁷。そして続く五胡十六国期には、「皇帝」以外の君主号を名乗る王朝が相継ぐのであり、「皇帝」という称号が必ずしも天下の統治者としての立場を表わす唯一のものではなくなっていたのが、この時代である。そこで、公孫氏の「天子」と「王」という二つの側面の整合性について明らかにすることで、公孫氏の描いていた国家像を解明し、それによりこの一連の時代における王権の認識にまつわる試行錯誤の過程を考察する手がかりとすることを図る。具体的には、190年～207年の遼東国時代、および237年～238年の燕国時代における、公孫度・公孫康・公孫淵の「王」の立場について、公孫度の即位記事と、公孫淵の独立記事の分析を中心にして考察する。

¹⁷ 金文京『中国の歴史04 三国志の世界：後漢 三国時代』（講談社、2005年）の「第四章 三帝鼎立」の「二帝並尊と領土分割案」の項などを参照。

1. 後漢における王権の二重性と即位 スライド8

(1) 王権の二重性 スライド9

帝政中国の君主には、「天子」と「皇帝」という二つの称号があった。前漢以降、天下の統治者はこの二つの称号を並びに有したが、それは単なる名称のヴァリエーションに留まらず、天下の統治者が有する王権の二面性を表わしていた。

漢の皇帝は「皇帝」としての機能と「天子」としての機能とを区別していたのであり、「皇帝」は国内政治における君主としての地位と権威を示すものであり、「天子」は蛮夷に対する中国の君主の権威を示すとともに、君主として天地鬼神を祭祀するばあいの地位を示す称号であった。¹⁸

□天下の統治者の有する二つの称号

「皇帝」「皇」「帝」「王」など …… 「号」

「天子」 …… 「爵」

【史料①】『白虎通』号篇¹⁹

帝・王者何。號也。號者、功之表也。所以表功明德、號令臣下者也。徳合天地者稱帝、仁義合者稱王、別優劣也。……皇者何謂也。亦號也。皇、君也、美也、大也。天人之總、美大之稱也。

[帝・王は何ぞや。號なり。號は、功の表なり。功を表し徳を明らかにし、臣下に號令する所以の者なり。徳の天地に合する者は帝を稱し、仁義の合する者は王を稱し、優劣を別つなり。……皇は何の謂いぞや。亦た號なり。皇は、君なり、美なり、大なり。天人の總、美大の稱なり。]

→徳が天地に合する場合には「帝」と称し、仁義が天地に合する場合には「王」と称し、優劣の差を設けたものの、いずれも臣下に号令を下す立場にある者の「号」である点では共通していた。そして、「皇」もまた天と人とを包括する美大なる君主であることを示す「号」であったという。そして、その実例として、この引用箇所の後段では三皇・五帝・三王（夏・殷・周の三代の王）について説く。「皇帝」は、このうち「皇」と「帝」を組み合わせた称号として「号」に含まれる²⁰。

【史料②】『白虎通』号篇

或稱天子、或稱帝王何。以爲接上稱天子者、明以爵事天也。接下稱帝王者、明位號天下至尊之稱、以號令臣下也。

[或いは天子と稱し、或いは帝・王と稱するは何ぞや。以爲うに、上に接するに天子を稱するは、爵を以て天に事うるを明らかにすればなり。下に接するに帝・王を稱するは、天下至尊の稱を位號とし、以て臣下に號令するを明らかにすればなり。]

→これによれば、天下の統治者は、「天子」の爵に基づき天に父事するため、天に対する称として「天子」

¹⁸ 西嶋定生「皇帝支配の成立」（『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、1983年。初出は1970年）、82頁。

¹⁹ 『白虎通』の本文については、陳立『白虎通疏證』（吳則虞點校本、中華書局、一九九四年）を参照。

²⁰ 蔡邕『独断』巻上も参照。

を用い、また「帝」「王」などの「号」に基づき至尊の立場から臣下に号令を下すため、臣下に対する称として「帝」や「王」を用いるのだという。このうち、「天子」が爵であるとする考えは、同じく『白虎通』の爵篇に詳しく見える。(引用は割愛。)

→このように、後漢時代を通じて、臣下・国内に対する立場を示す「皇帝」「皇」「帝」「王」などの「号」と、天・外国に対する立場を示す「天子」の「爵」は、天下の統治者の有する二つの側面を表わすものとして、表裏一体の概念であるとされていたのである。

□三つの「王」の概念

- ①「天子」としての王 : 夏・殷・周の三代の王など。
- ②「諸侯王」としての王 : 陳王・曹植、北地王・劉謚、魯王・孫霸など。
- ③「外国の王」としての王 : 高句驪王、倭王、大月氏王、大秦王など。

→公孫氏が称したとされる「王」はどれ？

(2) 後漢時代周辺の皇帝・天子の即位 スライド10

継体の君主(伝位)の場合 { ①皇太子の伝位
②皇太子以外の者による伝位

創業の君主(創建)の場合 { ③禅譲の場合
④禅譲以外の場合

□継体の君主(伝位)の場合 スライド11

●②皇太子以外の身分からの伝位(後漢安帝の即位)

安帝・劉祐は、和帝の弟である清河王・劉慶の王子。和帝を継いで皇帝となった殤帝の従兄弟に当たる。

【史料③】范曄『後漢書』帝紀五・孝安帝紀・延平元年の条([] 内は注。以下同様。)

〈A〉八月、殤帝崩。太后與兄車騎將軍鄧騭定策禁中。其夜、使騭持節、以王青蓋車迎帝、齋于殿中。
〈B〉皇太后御崇德殿、百官皆吉服、羣臣陪位、引拜帝爲長安侯。〔不即立爲天子而封侯者、不欲從微即登皇位。〕
〈C〉皇太后詔曰「先帝聖德淑茂、早弃天下。朕奉皇帝、夙夜瞻仰日月、冀望成就。豈意卒然顛沛、天年不遂。悲痛斷心。朕惟平原王素被痼疾、念宗廟之重、思繼嗣之統、唯長安侯祐質性忠孝、小心翼翼、能通詩・論、篤學樂古、仁惠愛下。年已十三、有成人之志。親德係後、莫宜於祐。禮、昆弟之子猶己子。春秋之義、爲人後者爲之子、不以父命辭王父命。其以祐爲孝和皇帝嗣、奉承祖宗。案禮儀奏。」
〈D〉又作策命曰「惟延平元年秋八月癸丑、皇太后曰『咨長安侯祐。孝和皇帝懿德巍巍、光于四海、大行皇帝不永天年。朕惟侯孝章帝世嫡皇孫、謙恭慈順、在孺而勤、宜奉郊廟、承統大業。今以侯嗣孝和皇帝後。其審君漢國、允執其中。一人有慶、萬民賴之。皇帝其勉之哉。』」
〈E〉讀策畢、太尉奉上璽綬、即皇帝位。年十三。太后猶臨朝。
〈F〉九月庚子、謁高廟。辛丑、謁光武廟。……
〈G〉丙寅、葬孝殤皇帝于康陵。

〔〈A〉八月、殤帝、崩ず。太后、兄の車騎將軍の鄧騭と與に策を禁中に定む。其の夜、騭をして節を持たしめ、王の青蓋車を以て帝を迎え、殿中に齋せしむ。〈B〉皇太后、崇徳殿に御し、百官は皆な吉服し、羣臣は陪位し、引きて帝を拜して長安侯と爲す。〔即ち立てて天子と爲さずして侯に封ぜしは、微より即ち皇位に登るを欲せざればなり。〕〈C〉皇太后、詔して曰く「先帝は聖徳淑茂なるも、早くに天下を弃つ。朕、皇帝を奉じ、夙夜日月を瞻仰し、成就せんことを冀望す。豈に意わんや、卒然として顛沛し、天年遂げざるとは。悲痛して心を斷つ。朕、惟うに平原王は素より痼疾を被り、宗廟の重を念い、繼嗣の統を思うに、唯だ長安侯祐のみ質性忠孝にして、小心翼翼たり、能く詩・論に通じ、學を篤くし古を楽しみ、仁恵にして下を愛す。年已に十三にして、成人の志有り。徳に親しみ後に係るに、祐より宜しきは莫し。禮に、昆弟の子は猶お己が子のごとし、とあり。春秋の義、人の後と爲る者は之を子と爲し、父命を以て王父の命を辭せず。其れ祐を以て孝和皇帝の嗣と爲し、奉じて祖宗を承けしむ。禮儀を案じて奏せ」と。〈D〉又た策命を作りて曰く「惟れ延平元年秋八月癸丑、皇太后曰く『咨長安侯祐。孝和皇帝、懿徳は巍巍たり、四海に光きも、大行皇帝は天年を永にせず。朕、惟うに侯は孝章帝の世嫡の皇孫にして、謙恭にして慈順、孺に在りて勤めれば、宜しく郊廟を奉じ、大業を承統すべし。今、侯を以て孝和皇帝の後を嗣がしむ。其れ審かに漢國に君たり、允に其の中を執れ。一人に慶び有れば、萬民、之を頼る。皇帝、其れ之に勉めよ』」と。〈E〉策を讀み畢わるや、太尉、璽綬を奉上し、皇帝位に即かしむ。年は十三。太后、猶お臨朝す。〈F〉九月庚子、高廟に謁す。辛丑、光武廟に謁す。〕

〈A〉清河王の子である劉祐の奉迎

〈B〉劉祐の長安侯封建（※王侯の位を有していなかったため）

〈C〉劉祐を和帝の後嗣と定める皇太后の詔の官僚に対する宣下

〈D〉劉祐を皇帝に策命する策文の奉誦

〈E〉劉祐に対する璽綬の奉上

〈F〉高廟（高祖廟）・光武廟（世祖廟）への親謁の儀礼

→「狭義の即位儀礼」²¹

→「広義の即位儀礼」

※①皇太子の伝位の場合には、特に問題が無い限り〈F〉の謁廟の儀礼は省かれる。

●謁廟の役割

「皇帝」の位……先帝の遺詔や先帝の皇后・皇太后の詔により定められ、「狭義の即位儀礼」である策（冊）・璽・綬の授与によって受け継がれる。

「天子」の位……「天命」の継承により受け継がれる。天命は創業の君主に下され、君主の「家」に宿る。よって、当世の皇帝の一存だけでは天命の継承を決定することはできず、必ず祖霊の承認が必要。本来は皇太子拜命の際に謁廟し、あらかじめ天子位の継承者として祖霊の承認を得ることとなっていたが、祖霊の承認を受けた皇太子ではない者が天命を継承する場合や、皇太子でも何らかの問題がある場合には、即位式の後に事後報告という形で祖霊の承認を得る必要があった。すなわち、歴代の帝位継承は王朝の創始者を媒介として上帝に接続し、それによって天子としての権威を獲得することとされていた²²。

²¹ 「狭義の即位儀礼」「広義の即位儀礼」の解釈や謁廟の礼に関しては、松浦千春「漢より唐に至る帝位継承と皇太子——謁廟の礼を中心に——」（『歴史』80、1993年）を参照。

²² 西嶋定生「漢代における即位儀礼」（『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、1983年。初出は1961年）、尾形勇『中国古代の「家」と国家』（岩波書店、1979年）の第6章「古代帝国の秩序構造と皇帝支配」、松浦千春「漢より唐に至る帝位継承と皇太子——謁廟の礼を中心に——」などを参照。

→謁廟は「狭義の即位儀礼」ではないが、皇帝位・天子位の継承にあつては必須の「広義の即位儀礼」であつた。

□創業の君主（創建）の場合 スライド 12

●③禅譲の場合（漢魏革命の場合）²³

- 〈1〉符瑞・凶讖についての上奏とそれを踏まえた臣下の勸進（＋辞退）
- 〈2〉現天子による禅譲の詔の発布（＋勸進・辞退を三度繰り返す）
- 〈3〉現天子から次期天子への策（冊）・璽・綬の伝達
- 〈4〉南郊の壇上での策命・璽綬の拝受 →狭義の即位儀礼
- 〈5〉南郊の壇上での告代祭天 →「天命によってやむなく皇帝となった」旨を報告する儀礼的手続き

●④禅譲以外の場合では、〈2〉〈3〉〈4〉が欠如する。

【史料④】更始帝の即位（范曄『後漢書』列伝一・劉玄伝）

四年正月、破王莽前隊大夫甄阜・屬正梁丘賜、斬之。號聖公爲更始將軍。眾雖多而無所統一、諸將遂共議立更始爲天子。二月辛巳、設壇場於涪水上沙中、陳兵大會。更始即帝位、南面立、朝羣臣。素懦弱、羞愧流汗、舉手不能言。於是大赦天下、建元曰更始元年。……九月、東海人公賓就斬王莽於漸臺、收璽綬、傳首詣宛。

[（地皇）四年正月、王莽の前隊大夫の甄阜・屬正の梁丘賜を破り、之を斬る。聖公を號して更始將軍と爲す。眾、多しと雖も而れども統一する所無ければ、諸將は遂て共に議して更始を立てて天子と爲さんとす。二月辛巳、壇場を涪水上の沙中に設け、兵を陳して大いに會す。更始、帝位に即き、南面して立ち、羣臣を朝せしむ。素より懦弱なれば、羞愧して流汗し、舉手するも言う能わず。是に於いて天下に大赦し、建元して更始元年と曰う。……九月、東海の人の公賓就、王莽を漸臺に斬り、璽綬を收め、首を傳えて宛に詣る。]

【史料⑤】光武帝の即位（范曄『後漢書』帝紀一上・光武帝紀上・建武元年の条）

行至鄗、光武先在長安時同舍生疆華自關中奉赤伏符、曰「劉秀發兵捕不道、四夷雲集、龍鬪野、四七之際火爲主。」[四七、二十八也。自高祖至光武初起、合二百二十八年、即四七之際也。漢火德、故火爲主也。]羣臣因復奏曰「受命之符、人應爲大。[謂疆華奉赤伏符也。]萬里合信、不議同情、周之白魚、曷足比焉。今上無天子、海內淆亂、符瑞之應、昭然著聞。宜荅天神、以塞羣望。」光武於是命有司設壇場於鄗南千秋亭五成陌。[壇謂築土、場謂除地。……]六月己未、即皇帝位。燔燎告天、禋于六宗、望於羣神。其祝文曰「皇天上帝、后土神祇、眷顧降命、屬秀黎元、爲人父母。秀不敢當、羣下百辟、不謀同辭、咸曰『王莽篡位、秀發憤興兵、破王尋・王邑於昆陽、誅王郎・銅馬於河北、平定天下、海內蒙恩。上當天地之心、下爲元元所歸。』讖記曰『劉秀發兵捕不道』『卯金修德爲天子。』[卯金、「劉」字也。春秋演孔圖曰「卯金刀、名爲劉。赤帝後、次代周。』]秀猶固辭、至于再、至于三。羣下僉曰『皇天大命、不可稽留。』敢不敬承。」於是建元爲建武、大赦天下、改鄗爲高邑。

²³ 松浦千春「禅譲儀礼試論——漢魏禅譲儀式的再検討——」（『一関工業高等専門学校研究紀要』40、2005年）、菊地大「漢魏禅譲過程と皇帝即位」（『国学院大学大学院紀要（文学研究科）』41、2009年）を参照。

[行きて鄗に至るや、光武の先に長安に在りし時の同舎生の疆華、關中より赤伏符を奉ずるに、曰く「劉秀は兵を發して不道を捕え、四夷は雲集し、龍は野に鬪い、四七の際に火は主と爲らん」と。〔四七は、二十八なり。高祖より光武の初めて起つに至るまで、合して二百二十八年なれば、即ち四七の際なり。漢は火徳なれば、故に火は主と爲るなり。〕羣臣、因りて復た奏して曰く「受命の符、人の應ずるを大と爲す。〔疆華の『赤伏符』を奉ずるを謂うなり。〕萬里に信を合し、議せずして情を同じくするは、周の白魚、曷ぞ焉に比するに足らんや。今、上に天子無く、海内は淆亂するに、符瑞の應、昭然として著聞なり。宜しく天神に荅え、以て羣望を塞たすべし」と。光武、是に於いて有司に命じて壇場を鄗の南の千秋亭の五成陌に設けしむ。〔壇は土を築くを謂い、場は地を除くを謂う。……〕六月己未、皇帝位に即く。燔燎して天に告げ、六宗に禋し、羣神に望す。其の祝文に曰く「皇天上帝、后土神祇、眷顧して命を降し、秀に黎元を屬し、人の父母と爲らしむ。秀、敢えて當たらざるも、羣下百辟、謀らずして辭を同じくし、咸な曰く『王莽、位を篡いたれば、秀、憤を發して兵を興し、王尋・王邑を昆陽に破り、王郎・銅馬を河北に誅し、天下を平定し、海内は恩を蒙る。上は天地の心に当たり、下は元元の歸する所と爲る』と。讖記に曰く『劉秀は兵を發して不道を捕う』『卯金は徳を修めて天子と爲る』と。〔卯金は、「劉」の字なり。『春秋演孔圖』に曰く「卯金刀、名づけて劉と爲す。赤帝の後にして、次いで周に代る」と。〕秀、猶お固辭するも、再に至り、三に至る。羣下僉な曰く『皇天の大命、稽留すべからず』と。敢えて敬みて承げざらんや」と。是に於いて建元して建武と爲し、天下に大赦し、鄗を改めて高邑と爲す。]

【史料⑥】光武帝の璽綬の獲得（范曄『後漢書』帝紀一上・光武帝紀上・建武三年の条。）

丙午、赤眉君臣面縛、奉高皇帝璽綬。……二月己未、祠高廟、受傳國璽。

〔閏正月）丙午、赤眉の君臣、面縛し、高皇帝の璽綬を奉ず。……二月己未、高廟に祠り、傳國の璽を受く。〕

→璽綬は重要なレガリアであったが、必ずしも即位時に無ければならないものではない。

【史料⑦】袁術の即位（『三国志』卷六・魏書・袁術伝）

用河内張焜之符命、遂僭號。〔『典略』曰「術以袁姓出陳、陳舜之後、以土承火、得應運之次。又見讖文云『代漢者、當塗高也。』自以名字當之、乃建號稱仲氏。』〕以九江太守爲淮南尹、置公卿、祠南北郊。

〔河内の張焜の符命を用い、遂て僭號す。〔『典略』に曰く「術、以えらく、袁姓は陳より出で、陳は舜の後なれば、土を以て火を承くるは、運の次に應ずるを得たり、と。又た讖文を見るに云く『漢に代わる者は、當に塗高なるべきなり』と。自ら名字は之に當たると以い、乃ち號を建てて仲氏と稱す」と。〕九江太守を以て淮南尹と爲し、公卿を置き、南北郊を祠る。〕

【史料⑧】孫權の即位（『三国志』卷四十七・吳書・吳主伝・黃龍元年の条）

黃龍元年春、公卿百司皆勸權正尊號。夏四月、夏口・武昌並言黃龍・鳳凰見。丙申、南郊即皇帝位。〔『吳錄』載權告天文曰「皇帝臣權敢用玄牡昭告于皇皇后帝。……羣臣將相、州郡百城、執事之人、咸以爲『天意已去於漢、漢氏已絕祀於天、皇帝位虛、郊祀無主。休徵嘉瑞、前後雜沓、歷數在躬、不得不受。』權畏天命、不敢不從。謹擇元日、登壇燎祭、即皇帝位。惟爾有神饗之、左右有吳、永終天祿。』〕是日大赦、改年。

[黄龍元年春、公卿百司は皆な權に尊號を正さんことを勸む。夏四月、夏口・武昌、並びに黃龍・鳳凰見ると言う。丙申、南郊して皇帝位に即く。 [『吳錄』に載する權の告天文に曰く「皇帝臣權、敢えて玄牡を用いて皇皇后帝に昭告す。……羣臣將相、州郡百城、執事の人、咸な以爲えらく『天意は已に漢より去り、漢氏は已に祀を天に絶ち、皇帝は位虚しく、郊祀は主無し。休徵嘉瑞、前後に雜沓たり、歷數は躬に在れば、受けざるを得ず』と。權、天命を畏れ、敢えて従わずんばあらず。謹みて元日を擇び、壇に登りて燎祭し、皇帝位に即く。惟れ爾有神、之を饗け、有吳を左右し、永えに天祿を終えられんことを」と。] 是の日、大赦し、改年す。]

→基本的に南郊の祭壇での即位が基本。即位の前提にあるのは吏民による符瑞・凶讖の奉上と勸進。

【史料⑨】（参考）曹丕の告天文（『三国志』卷二・魏書・文帝紀・建安二十五年十一月条注引『献帝伝』）
辛未、魏王登壇受禪。公卿・列侯・諸將・匈奴單于・四夷朝者數萬人陪位、燎祭天地・五嶽・四瀆曰「皇帝臣丕敢用玄牡昭告于皇皇后帝。……羣公庶尹、六事之人、外及將士、泊于蠻夷君長、僉曰『天命不可以辭拒、神器不可以久曠、羣臣不可以無主、萬機不可以無統。』……謹擇元日、與羣寮登壇受帝璽綬、告類于爾大神。唯爾有神、尚饗、永吉兆民之望、祚于有魏世享。」

[辛未、魏王、壇に登りて禪を受く。公卿・列侯・諸將・匈奴單于・四夷の朝する者數萬人、陪位し、天地・五嶽・四瀆を燎祭して曰く「皇帝臣丕、敢えて玄牡を用いて皇皇后帝に昭告す。……羣公庶尹、六事の人、外は將士に及び、蠻夷の君長に泊ぶまで、僉な曰く『天命は以て辭拒すべからず、神器は以て久しく曠しくすべからず、羣臣は以て主無かるべからず、萬機は以て統無かるべからず』と。……謹みて元日を擇び、羣寮と與に壇に登りて帝の璽綬を受け、爾大神に告類す。惟れ爾有神、尚わくば饗け、永えに兆民の望に吉あらしめ、有魏の世享に祚あらしめられんことを」と。]

→禪讓により後漢の献帝から皇帝の璽綬を授かり、壇上にて璽綬を拝受する儀礼を行った曹丕は、そのことを告天文の中に盛り込んでいるが、後漢の光武帝や孫權の場合にはそれが見られない。策命や璽綬の拝受があった方がより正当性が高くなることは確かであるが、必須のものではない。

【史料⑩】劉備の即位（『三国志』卷三十二・蜀書・先主伝）

即皇帝位於成都武擔之南。爲文曰「惟建安二十六年四月丙午、皇帝備敢用玄牡、昭告皇天上帝・后土神祇。……羣臣將士以爲『社稷隳廢、備宜脩之、嗣武二祖、龔行天罰。』備雖否德、懼忝帝位、詢于庶民、外及蠻夷君長、僉曰『天命不可以不荅、祖業不可以久替、四海不可以無主。』率土式望、在備一人。備畏天明命、又懼漢邦將湮于地、謹擇元日、與百寮登壇受皇帝璽綬、脩燔瘞、告類于天神。惟神饗、祚于漢家、永綏四海。」

[皇帝位に成都の武擔の南に於いて即く。文を爲りて曰く「惟れ建安二十六年四月丙午、皇帝備、敢えて玄牡を用い、皇天上帝・后土神祇に昭告す。……羣臣將士以爲えらく『社稷は隳廢したれば、備、宜しく之を脩め、武を二祖より嗣ぎ、龔みて天罰を行うべし』と。備、否徳なりと雖も、帝位を忝けなくせんことを懼れたれば、庶民に詢うに、外は蠻夷の君長に及ぶまで、僉な曰く『天命は以て荅えざるべからず、祖業は以て久しく替つべからず、四海は以て主無かるべからず』と。率土の式望は、備一人に在り。備、天の明命を畏れ、又た漢邦の將に地に湮まらんとするを懼れたれば、謹みて元日を擇び、百寮と與に壇に登りて皇帝の璽綬を受け、燔瘞を脩め、天神に告類す。惟れ神饗け、漢家に祚あらしめ、永えに四海を綏んぜられんことを」と。]

→献帝から曹丕に伝授された璽綬を劉備が有しているはずはないので、劉備らが璽綬を偽造したか、あるいは単なるレトリックか。

二 公孫度の即位と公孫淵の独立 スライド 13

(1) 公孫度の即位 スライド 14・15・16

□即位儀礼のまとめ（狭義の即位儀礼と広義の即位儀礼のみ抜粋）

●継体の君主（伝位）

〈B〉 侯への封建（※侯以上の位を有していない場合）

〈C〉 先帝・皇太后の詔の宣下

〈D〉 策文の奉読

〈E〉 璽綬の奉上

→「狭義の即位儀礼」

〈F〉 高廟（高祖廟）・光武廟（世祖廟）への親謁の儀礼

→「広義の即位儀礼」

●創業の君主（創建）

〈4〉 南郊の壇上での策命・璽綬の拝受 →狭義の即位儀礼

〈5〉 南郊の壇上での告代祭天

→〈1〉符瑞・凶讖についての上奏とそれを踏まえた臣下の勸進に基づき「天命によってやむなく皇帝となった」旨を報告する儀礼的手続き

【史料①】『三国志』卷八・魏書・公孫度伝

初平元年、度知中國擾攘、語所親吏柳毅・陽儀等曰「漢祚將絕、當與諸卿圖王耳。」[『魏書』曰「〈1〉度語毅・儀『讖書云、孫登當爲天子。太守姓公孫、字升濟、升即登也。』」] 〈1〉時襄平延里社生大石、長丈餘、下有三小石爲之足。或謂度曰「此漢宣帝冠石之祥、而里名與先君同。社主土地、明當有土地、而三公爲輔也。」度益喜。…… 〈B〉自立爲遼東侯・平州牧、追封父延爲建義侯。 〈F〉立漢二祖廟、 〈5〉承制設壇墀於襄平城南、郊祀天地、籍田、治兵、乘鸞路九旒、旄頭羽騎。

[初平元年、（公孫）度、中國の擾攘せるを知り、親しくする所の吏の柳毅・陽儀等に語りて曰く「漢祚は將に絶えなんとすれば、當に諸卿と與に王たらんことを圖るべきのみ」と。[『魏書』に曰く「〈1〉度、毅・儀に語るらく『讖書に云く「孫登、當に天子と爲るべし」と。太守の姓は公孫、字は升濟にして、升は即ち登なり』」]と。] 〈1〉時に襄平の延里の社に大石生じ、長さは丈餘、下に三小石有りて之が足と爲る。或るひと度に謂いて曰く「此れ漢の宣帝の冠石の祥にして、而も里の名は先君と同じ。社は土地を主りたれば、明らけし、當に土地を有ち、而して三公、輔と爲るべきなり」と。度、益々喜ぶ。…… 〈B〉自ら立ちて遼東侯・平州牧と爲り、父の延を追封して建義侯と爲す。 〈F〉漢の二祖の廟を立て、 〈5〉制を承けて壇墀を襄平城の南に設け、天地を郊祀し、籍田し、治兵し、鸞路の九旒なるに乗り、旄頭の羽騎あり。]

→公孫度は禪讓により即位したわけではなく、もちろん漢の宗室でもないのに、皇帝の璽綬や策書（冊書）を授かっておらず、〈C〉〈D〉〈E〉〈4〉の儀礼が無いのは更始帝・光武帝・袁術・孫權・劉備らと同様。ただ、それ以外の〈B〉〈F〉〈1〉〈5〉についてはすべて備わっている。西嶋氏は「天子

の制度を整えた」と控えめに表現するが、「天子の即位儀礼を行った」すなわち「天子に即位した」と断言しても良いと思われる。第一節で見た通り、「天子」の爵は、「皇帝」「皇」「帝」「王」などの「号」と表裏一体であり、公孫度が天子の「爵」を得た以上、それに対応する「号」があるはずである。

【史料⑫】 晩年（建安九年）の公孫度について（『三国志』 卷八・魏書・公孫度伝）

太祖表度爲武威將軍、封永寧鄉侯。度曰「我王遼東。何永寧也。」藏印綬武庫。度死、子康嗣位、以永寧鄉侯封弟恭。是歲建安九年也。

[太祖、（公孫）度を表して武威將軍と爲し、永寧鄉侯に封ず。度曰く「我、遼東に王たり。何ぞ永寧ならんや」と。印綬を武庫に藏す。度、死し、子の康、位を嗣ぐや、永寧鄉侯を以て弟の恭を封ず。是の歲、建安九年なり。]

→【史料⑪】では、公孫度は「當に諸卿と與に王たらんことを圖るべきのみ」と述べ、ここでは「我、遼東に王たり」と述べており、先行研究も指摘する通り、公孫度は遼東国の王を称していたことは間違いない。すなわち、公孫度の場合、「天子」の「爵」に対応する「号」は「王」であった。言い換えれば、この「王」とは諸侯王や外国の王としてのそれではなく、夏・殷・周三代と同じ「天子」の号としての「王」であった。

※遼東王に即位する直前、公孫度は「遼東侯」となった。ただ、この「遼東侯」は通常の「侯」とは異なる。漢代の「列侯」は県以下に封ぜられることとなっていたが、この時代に「遼東郡」はあっても「遼東県」は存在しない。すなわち、この「遼東侯」というのは漢代の「列侯」とは異なる概念。「郡侯」が登場するのは後の時代であるので、それ以前に存在するものとして他に考えられるのは、先秦時代の諸侯としての「侯」である。すなわち、この諸侯としての「侯」から、天子としての「王」に登るという過程は、夏・殷・周三代の即位過程を模したものとも考えることができる。

→西嶋氏が指摘する通り【史料⑪】の「籍田、治兵、乘鸞路九旒、旄頭羽騎」はいずれも、天子にのみ許された儀礼・儀制であり、もはや言い逃れのできないほどに公孫度は堂々と「天子」であることを顕示し、隠し立てする様子も見せていない。公孫度の「王」号もまたその「天子」の位に対応するものである以上、松田氏の述べるように「彼が自ら「遼東の王なり」と語ったという件に関しては、単にそのように語ったと伝えるだけで、外に向かって正式に王号を称したということにはなるまい。」と、公孫度の称王をあくまで内部に対するものであって対外的なものではないと解釈するのは難しいものと思われる。

□（参考）「漢宣帝冠石之祥」について

【史料⑬】 『漢書』 卷七十五・眭弘伝

孝昭元鳳三年正月、泰山萊蕪山南匈匈有數千人聲、民視之、有大石自立、高丈五尺、大四十八圍、入地深八尺、三石爲足。石立後有白鳥數千下集其旁。是時昌邑有枯社木臥復生。又上林苑中大柳樹斷枯臥地、亦自立生、有蟲食樹葉成文字、曰「公孫病已立」。孟推春秋之意、以爲「石柳皆陰類、下民之象。泰山者岱宗之嶽、王者易姓告代之處。今大石自立、僵柳復起、非人力所爲、此當有從匹夫爲天子者。枯社木復生、故廢之家公孫氏當復興者也。」孟意亦不知其所在、即說曰「……漢帝宜誰差天下、求索賢人、禮以帝位、而退自封百里、如殷周二王後、以承順天命。」孟使友人內官長賜上此書。時昭帝幼、大將軍霍

光秉政、惡之、下其書廷尉。奏「賜・孟妄設祿言惑衆、大逆不道。」皆伏誅。後五年、孝宣帝興於民間、即位、徵孟子爲郎。

[孝昭の元鳳三年正月、泰山の萊蕪山の南に匈匈として數千人の聲有り、民、之を視るや、大石の自ら立ち、高さ丈五尺、大きき四十八圍、地に入ること深さ八尺、三石の足と爲るもの有り。石の立ちて後に白鳥數千の下りて其の旁に集まること有り。是の時、昌邑に枯社木の臥して復た生ずること有り。又上林苑中の大柳樹の斷え枯れて地に臥すも、亦た自ら立ちて生じ、蟲の樹葉を食らいて文字を成すこと有り、「公孫病已立」と曰う。孟、春秋の意を推し、以爲えらく「石・柳は皆な陰類にして、下民の象なり。泰山は岱宗の嶽にして、王者の易姓して代を告ぐるの處なり。今、大石の自ら立ち、僵柳の復た起つは、人力の爲す所に非ざれば、此れ當に匹夫より天子と爲る者有るべし。枯社木の復た生ずるは、故廢の家の公孫氏に當に復興する者あるべきなり」と。孟の意も亦た其の所在を知らざれば、即ち説きて曰く「……漢帝、宜しく天下に誰差し、賢人を求索し、禋に帝位を以てし、而して退きて自ら百里に封ずること、殷周二王の後の如くし、以て天命を承順すべし」と。孟、友人の内官の長賜をして此の書を上らしむ。時に昭帝は幼く、大將軍の霍光、政を乗るに、之を惡み、其の書を廷尉に下す。奏すらく「賜・孟は妄りに祿言を設けて衆を惑わしたれば、大逆不道なり」と。皆な誅に伏す。後五年、孝宣帝、民間より興り、位に即くや、孟の子を徵して郎と爲す。]

【史料④】『漢書』卷二十七中之下・五行志中之下

昭帝時、上林苑中大柳樹斷仆地、一朝起立、生枝葉、有蟲食其葉成文字、曰「公孫病已立」。又昌邑王國社有枯樹復生枝葉。眭孟以爲「木陰類、下民象、當有故廢之家公孫氏從民間受命爲天子者。」昭帝富於春秋、霍光秉政、以孟妖言、誅之。後昭帝崩、無子、徵昌邑王賀嗣位、狂亂失道、光廢之、更立昭帝兄衛太子之孫。是爲宣帝。帝本名病已。

[昭帝の時、上林苑中の大柳樹、斷えて地に仆るに、一朝にして起立し、枝葉を生じ、蟲の其の葉を食らいて文字を成すこと有り、「公孫病已立」と曰う。又昌邑王國の社に枯樹の復た枝葉を生ずること有り。眭孟、以爲えらく「木は陰類にして、下民の象なれば、當に故廢の家の公孫氏の民間より受命して天子と爲る者有るべし」と。昭帝、春秋に富み、霍光、政を乗るに、孟の妖言せしを以て、之を誅す。後に昭帝崩じ、子無ければ、昌邑王賀を徵して位を嗣がしむるに、狂亂にして道を失えば、光、之を廢し、更めて昭帝の兄の衛太子の孫を立つ。是れ宣帝たり。帝、本と病已と名づく。]

→「公孫病已立」について、眭弘は「故廢の家の公孫氏の民間より受命して天子と爲る者有るべし」「故廢の家の公孫氏に當に復興する者あるべきなり」、すなわち「公孫、病已みて立つ」と解釈したが、実際には「衛太子（劉拋）の孫である劉病已が立つ」、すなわち「公孫たる病已、立つ」という予言であったと、『漢書』では描いている。公孫度は「漢宣帝冠石之祥」について、それと同時に現れたこの「公孫病已立」の瑞祥を念頭に置き、眭弘の「故廢の家の公孫氏の民間より受命して天子と爲る者有るべし」という解釈に通ずるものであると考えていたのかもしれない。

□公孫氏の対外的な立場

漢魏側が、公孫度や公孫康を「平州牧を自称している遼東太守」と見なしているというのは事実。ただし、そのみを以て松田氏のように「この時公孫度は州牧を自称しただけで王とは称していない。彼が自ら「遼東の王なり」と語ったという件に関しては、単にそのように語ったと伝えるだけで、外に向かって正式に王号を称したということにはなるまい。」と解釈することはできない。たとえば、劉備や孫権が皇帝・天子に即位したことを内外に顕示していたとしても、曹魏側からの認識は「皇帝を自称している賊」でしかないのであり、そのような曹魏の見方だけを根拠にして、「劉備や孫権が皇帝を称したという件に関しては、単にそのように語ったと伝えるだけで、外に向かって正式に皇帝号を称したということにはなるまい。」とは言えないのと同様である。そして、この漢魏側の「平州牧を自称している遼東太守」の認識と齟齬が生じる記事が『三国志』の中に見える。

【史料⑮】『三国志』卷二十六・魏書・牽招伝

太祖將討袁譚、而柳城烏丸欲出騎助譚。太祖以招嘗領烏丸、遣詣柳城。到、值峭王嚴、以五千騎當遣詣譚。又遼東太守公孫康自稱平州牧、遣使韓忠齎單于印綬往假峭王。峭王大會群長、忠亦在坐。峭王問招「昔袁公言受天子之命、假我爲單于。今曹公復言當更白天子、假我真單于。遼東復持印綬來。如此、誰當爲正。」招荅曰「昔袁公承制、得有所拜假、中間違錯。天子命曹公代之、言當白天子、更假真單于、是也。遼東下郡、何得擅稱拜假也。」忠曰「我遼東在滄海之東、擁兵百萬、又有扶餘・濊貊之用。當今之勢、疆者爲右、曹操獨何得爲是也。」招呵忠曰「曹公允恭明哲、翼戴天子、伐叛柔服、寧靜四海。汝君臣頑嚚、今恃險遠、背違王命、欲擅拜假。侮弄神器、方當屠戮。何敢慢易咎毀大人。」便捉忠頭頓築、拔刀欲斬之。峭王驚怖、徒跣抱招、以救請忠、左右失色。招乃還坐、爲峭王等說成敗之效、禍福所歸。皆下席跪伏、敬受勅教、便辭遼東之使、罷所嚴騎。

[太祖の將に袁譚を討たんとするや、而して柳城の烏丸、騎を出だして譚を助けんと欲す。太祖、(牽)招の嘗て烏丸を領せしを以て、遣りて柳城に詣らしむ。到るや、峭王の嚴え、五千騎を以て當に遣りて譚に詣らしめんとするに値う。又た遼東太守の公孫康は自ら平州牧を稱し、使の韓忠を遣わして單于の印綬を齎らして往きて峭王に假さんとす。峭王、大いに群長を會し、忠も亦た坐に在り。峭王、招に問うらく「昔、袁公は天子の命を受くと言ひ、我に假して單于と爲す。今、曹公も復た當に更めて天子に白し、我に真單于を假すべしと言ふ。遼東も復た印綬を持ちて來る。此くの如くんば、誰をか當に正と爲すべし」と。招、荅えて曰く「昔、袁公は制を承け、拜假する所有るを得しも、中間に違錯す。天子は曹公に命じて之に代わらしめられたば、當に天子に白して、更めて真單于を假すべしと言ふは、是なり。遼東の下郡、何ぞ擅に拜假を稱するを得んや」と。忠曰く「我が遼東は滄海の東に在り、兵百萬を擁し、又た扶餘・濊貊の用有り。當今の勢、疆者もて右と爲せば、曹操、獨り何ぞ是を爲すを得んや」と。招、忠を呵めて曰く「曹公は允恭明哲にして、天子を翼戴し、叛けるを伐ち服するを柔んじ、四海を寧靜す。汝が君臣は頑嚚にして、今、險遠なるを恃み、王命に背違し、擅に拜假せんと欲す。神器を侮弄するは、方に屠戮に當つ。何ぞ敢えて慢易して大人を咎毀せんや」と。便ち忠の頭を捉りて頓築し、刀を抜きて之を斬らんと欲す。峭王、驚怖し、徒跣して招を抱え、以て忠を救い請ひ、左右は色を失う。招、乃ち坐に還り、峭王等の爲に成敗の效、禍福の歸する所を説く。皆な席を下りて跪伏し、敬みて勅教を受け、便ち遼東の使を辭し、嚴うる所の騎を罷む。]

→曹操が袁譚を攻めようとしたとき、袁譚の父の袁紹以来、袁氏に従ってきた烏丸の峭王らは、袁譚を救援しようとした。そこに、烏丸を自勢力に引き込もうとする曹操の使者・牽招と、公孫康の使者・韓忠がそ

れぞれ派遣され、ちょうど鉢合わせた。

→注目すべきは、「遼東太守の公孫康は自ら平州牧を稱し」とあるにもかかわらず、このやり取りの中で、当の韓忠にせよ、烏丸の峭王にせよ、公孫氏を「平州牧」として扱う者が一人もいないということ。すなわち、「遼東太守の公孫康は自ら平州牧を稱し」ということ自体が、この記事の書き手、すなわち後漢（曹操政権）およびその正統を継いだ魏晋側からの視点にしか過ぎない。では、公孫康の使者である韓忠や、烏丸の峭王は、公孫氏をどのように認識していたかと言えば、両者とも「遼東」と呼んでいる。ただ、これが「遼東郡」を指すと見るのは早計であり、あるいは「遼東国」を指しているのかもしれないということも考慮に入れる必要がある。もちろん、曹操の使者である牽招の側から見れば、公孫氏の立場は「遼東の下郡」であるのだが、問題なのは峭王や韓忠がどのように認識していたのか、ということである。

→峭王の発言からすれば、袁公（袁紹）にせよ曹公（曹操）にせよ、天子（献帝）を通じて峭王を単于に任じようとしていた。しかし、「遼東」の場合は、献帝を媒介としていない。牽招の言葉にもある通り、「擅に拜假を稱す」という態度を取っているのである。もし、公孫氏が対外的には遼東太守や平州牧としての態度を取っているのであれば、他の多くの軍閥と同様、仮にでも、あるいは嘘偽りだとしても、献帝の命であることを建前とするはずであるが、この記事は公孫氏にはその気が無かったことを示している。それはやはり公孫氏が遼東王としての立場を対外的に表明していたからであると見るのが妥当であろう。それに韓忠の言葉にある「我遼東」という表現に関しても、注目する必要がある。このように「我が某」と、「某」に勢力名や地名を入れて表現する場合、その意味するところは「我が某王朝（某国）」もしくは「我が某王朝（某国）の領するところの某地」である。その地の長官やあるいはその属官が、その管轄するところの地域を、たとえば「我が幽州」「我が河東」「我が長安」などと州・郡・県名で呼ぶような表現は、少なくともこの前後の時代の正史を検索する限りでは見当たらず²⁴、一方で、「我が漢」「我が漢国」、「我が魏室」、「我が晋」「我が晋国」「我が晋邦」などの王朝名・国名に関する表現であれば散見される。すなわち、韓忠の言にある「我が遼東」というのも、「我が遼東国」の意味として捉えるべきではないかと思われる。そして、それを承けた峭王の発言における「遼東」もまた、「遼東国」の意味だったのではなかろうか。

【史料⑩】 遼東王即位前の公孫度について（『三国志』卷八・魏書・公孫度伝）

分遼東郡爲遼西・中遼郡、置太守。越海收東萊諸縣、置營州刺史。自立爲遼東侯・平州牧。

〔（初平元年）遼東郡を分ちて遼西・中遼郡と爲し、太守を置く。海を越えて東萊諸縣を収め、營州刺史を置く。自ら立ちて遼東侯・平州牧と爲る。〕

→公孫度は支配地域下に平州（遼東半島～朝鮮半島）と營州（山東半島）の二州を支配下に置いた。しかし、理論的には、公孫度が平州牧を名乗っている限り、營州の領有権は主張できなくなってしまうことになる。そこで、普通に考えてみると、本当に公孫度が対外的に平州牧を以てその領域の支配を正当化しようと考え

²⁴ 「我が某」の「某」が地名はなく、実は官名であるという場合もある。たとえば、州の属官が、州の長官である牧や刺史のことを、「我冀州」などと呼ぶことがある。あるいは、豫州牧の劉備のことを「劉豫州」のように呼ぶこともある。ただし、これらはいずれも官名であり、本文で引いた牽招伝の韓忠の言では、文脈として明らかに勢力名もしくは地名として「遼東」を用いている。なお、『史記』『漢書』『後漢書』『後漢紀』『三国志』『晋書』『魏書』『宋書』を検索する限り、その郡や県の属官が長官に関して、その管轄している郡名・県名を附して、たとえば「我が遼東」と呼んで「我が遼東太守」の意で用いるというような例は見えず、そのような場合の多くは「我が府君」「我が某君」（「我が劉君」など）と表現されている。

えていたのであれば、山東半島の領域も含めて平州とすれば良いはずである²⁵。しかし、それをせずにわざわざ二州を置いたという点にも注意を払う必要がある。やはり公孫度は遼東王としてこの二州を支配したと考えるのが妥当かと思われる。

⇒松田氏が述べるような、初期の公孫氏が「対内的には王を称し、対外的には平州牧を称していた」というような実態は、いずれの史料からも読み取れない。

(2) 公孫淵の独立 スライド17

【史料①⑦】『三国志』卷三・魏書・明帝紀・景初元年七月の条

初、權遣使浮海與高句驪通、欲襲遼東。遣幽州刺史毌丘儉率諸軍及鮮卑・烏丸屯遼東南界、璽書徵公孫淵、淵發兵反。儉進軍討之、會連雨十日、遼水大漲、詔儉引軍還。……淵自儉還、遂自立爲燕王、置百官、稱紹漢元年。

[初め、權、使を遣わして海に浮びて高句驪と通じ、遼東を襲わんと欲す。幽州刺史の毌丘儉を遣わして諸軍及鮮卑・烏丸を率いて遼東の南界に屯せしめ、璽書もて公孫淵を徵すも、淵、兵を發して反す。儉、軍を進めて之を討つも、會々連雨あること十日、遼水大いに漲りたれば、儉に詔して軍を引き還らしむ。……淵、儉の還りてより、遂て自ら立ちて燕王と爲り、百官を置き、紹漢元年と稱す。]

【史料①⑧】『三国志』卷八・魏書・公孫度伝

權遣使張彌・許晏等、齎金玉珍寶、立淵爲燕王。淵亦恐權遠不可恃、且貪貨物、誘致其使、悉斬送彌・晏等首。……景初元年、乃遣幽州刺史毌丘儉等齎璽書徵淵。淵遂發兵、逆於遼隧、與儉等戰。儉等不利而還。淵遂自立爲燕王、置百官有司。遣使者持節、假鮮卑單于璽、封拜邊民、誘呼鮮卑、侵擾北方。[『魏書』曰「淵知此變非獨出儉、遂爲備。遣使謝吳、自稱燕王、求爲與國。……」] 二年春、遣太尉司馬宣王征淵。六月、軍至遼東。[『漢晉春秋』曰「公孫淵自立、稱紹漢元年。……」]

[(孫) 權、使の張彌・許晏等を遣わし、金玉珍寶を齎らしめ、淵を立てて燕王と爲す。淵、亦た權の遠くして恃むべからざるを恐れ、且つ貨物を貪りたれば、其の使を誘致し、悉く彌・晏等の首を斬りて送る。……景初元年、乃ち幽州刺史の毌丘儉等を遣わして璽書を齎らしめて (公孫) 淵を徵す。淵、遂て兵を發し、遼隧に逆え、儉等と戦う。儉等、利あらずして還る。淵、遂て自ら立ちて燕王と爲り、百官有司を置く。使者を遣わして節を持たしめ、鮮卑に單于璽を假し、邊民を封拜し、誘いて鮮卑を呼び、北方を侵擾す。 [『魏書』に曰く「淵、此の變の獨り儉より出ざるに非ざるを知り、遂て備えを爲す。使を遣わして吳に謝し、自ら燕王を稱し、與國と爲らんことを求む。……」と。] 二年春、太尉の司馬宣王を遣わして淵を征せしむ。六月、軍、遼東に至る。 [『漢晉春秋』に曰く「公孫淵、自ら立ち、紹漢元年と稱す。……」と。]]

→公孫淵は「王」を称し、年号を建てて「天子」であることを表明した。「天子」の爵に対して「王」の号を用いているという点で、公孫淵と公孫度のステータスは一致する。また、公孫度は、漢の二祖（高祖・世祖）の廟を建てて漢を継承する意志を示していたが、公孫淵の建てた「紹漢」の年号もまた「漢を紹ぐ」の意味であり、公孫度の意志を継いでいる。公孫淵が使者を派遣して鮮卑に單于璽を授けたのは、公孫康が烏丸に單于璽を授けたのと同様の天子の行為である。『魏書』に記されている如く、孫吳に対して「與

²⁵ 実際に、『尚書』禹貢篇の九州説では、泰山から山東半島を経て遼東半島に至るまでの地域一帯が「青州」として一括りにされている。

國」すなわち同盟国としての誼を通じるため、公孫淵はかつて孫呉より授かった「燕」の国号を用いたと
いうように、国号の変更こそあったものの、公孫淵の称王独立は、公孫度・公孫康の路線を引き継いでい
るものと見なすことができる。また、207年に曹操政権下の後漢朝廷に藩属し、将軍・太守の地位に甘ん
じた後にも、公孫康は王としての振る舞いをやめなかった²⁶。すると、極めて親魏従属的であった公孫恭
の時代の7～8年間を除けば、基本的に公孫氏は自立の姿勢を有していたと考えて良いのではなかろうか。

(3) 当時における「天子」としての「王」 スライド 18

□光武帝期の諸侯王廃止

【史料⑱】 范曄『後漢書』列伝十二・朱祐伝

祐奏「古者人臣受封、不加王爵、可改諸王爲公。」帝即施行。

〔(朱)祐、奏すらく「古者、人臣の封を受くるに、王爵を加えざれば、諸王を改めて公と爲すべし」と。
帝、即ち施行す。〕

【史料⑳】 范曄『後漢書』帝紀一下・光武帝紀下・建武十三年二月の条

丙辰、詔曰「長沙王興・真定王得・河間王邵・中山王茂、皆襲爵爲王、不應經義。其以興爲臨湘侯、得
爲真定侯、邵爲樂成侯、茂爲單父侯。」其宗室及絶國封侯者凡一百三十七人。丁巳、降趙王良爲趙公、
太原王章爲齊公、魯王興爲魯公。

〔丙辰、詔して曰く「長沙王興・真定王得・河間王邵・中山王茂、皆な爵を襲いて王と爲るは、經義に應
ぜず。其れ興を以て臨湘侯と爲し、得もて真定侯と爲し、邵もて樂成侯と爲し、茂もて單父侯と爲す」
と。其の宗室及び絶國の侯に封ぜらるる者、凡そ一百三十七人。丁巳、趙王良を降して趙公と爲し、太
原王章もて齊公と爲し、魯王興もて魯公と爲す。〕

→光武帝期には、「王」は人臣が受けるべきものではないとする考えがあった。すなわち、「王」とは天子
の位を示すものであるとされ、諸侯王の制度は廃止され、宗室は「公」もしくは列侯の位に下げられた²⁷

□魏晉南北朝の禪讓・創建の過程

①公

②王（第一段階） → 諸侯王としての「王」（嫡妻は「妃」、嫡子は「世子」）

③王（第二段階） → 天子としての「王」（嫡妻は「后」、嫡子は「太子」）

④皇帝

²⁶ 『三国志』卷十一・魏書・管寧伝の注に引く『傳子』に「度庶子康代居郡、外以將軍・太守爲號、而内實
有王心。」〔(公孫)度の庶子の康、代わりて郡に居り、外は將軍・太守を以て號と爲すも、而れども内實
は王の心有り。〕とある。もちろん、内心は人に見えるものではないので、公孫康にそのような態度・振る
舞いがあったということを示しているのであろう。

²⁷ ただ、同紀・建武十七年十月の条には「進右翊公輔爲中山王、食常山郡。其餘九國公、皆即舊封進爵爲王。」
〔右翊公輔を進めて中山王と爲し、常山郡を食ましむ。其の餘の九國公、皆な舊封に即きて爵を進めて王と
爲す。〕とあり、四年後に撤回されたい。その理由については判然としないが、一時期だけだとしても
「王」が天子のものであるとして諸侯王の制度が廃止されたことは、なお「天子」としての「王」という考
えが現実にも強い影響力を持っていたという証になるものと思われる。

【史料①】『三国志』卷一・魏書・武帝紀（魏王・曹操と、曹丕、卞氏）

・曹操が魏公であった時の曹丕は「世子」

春正月、天子命公世子丕爲五官中郎將、置官屬、爲丞相副。

〔（建安十六年）春正月、天子、公の世子の丕を命じて五官中郎將と爲し、官屬を置き、丞相の副と爲す。〕

・建安二十一年五月に曹操が魏王となって一年以上のタイムラグの後に曹丕が「太子」に

冬十月、天子命王冕十有二旒、乘金根車、駕六馬、設五時副車、以五官中郎將丕爲魏太子。

〔（建安二十二年）冬十月、天子、王に命じて冕もて十有二旒ならしめ、金根車に乗らしめ、駕六馬とし、五時の副車を設け、五官中郎將の丕を以て魏の太子と爲す。〕

秋七月、以夫人卞氏爲王后。

〔（建安二十四年）秋七月、夫人の卞氏を以て王后と爲す。〕

【史料②】『三国志』卷四・魏書・陳留王紀（晋王・司馬昭と、司馬炎、王氏）

・咸熙元年三月に司馬昭は晋公から晋王へ進む

（咸熙元年十月）丙午、命撫軍大將軍・新昌郷侯炎爲晋世子。

〔（咸熙元年十月）丙午、撫軍大將軍・新昌郷侯の（司馬）炎を命じて晋の世子と爲す。〕

（咸熙二年五月）又命晋王冕十有二旒、建天子旌旗、出警入蹕、乘金根車、六馬、備五時副車、置旄頭雲罕、樂舞八佾、設鍾虡宮縣。進王妃爲王后、世子爲太子。

〔（咸熙二年五月）又た晋王に命じて冕もて十有二旒ならしめ、天子の旌旗を建て、出警入蹕せしめ、金根車に乗らしめ、六馬とし、五時の副車を備え、旄頭・雲罕を置き、樂舞は八佾とし、鍾虡宮縣を設く。王妃を進めて王后と爲し、世子もて太子と爲す。〕

→第二段階の王となった段階で、曹操や司馬昭らは「人臣」ではなく「天子」の地位だと見なされていた²⁸。
⇒以上の如く、後漢～三国時代は「天子」としての「王」が復権した時代であり、公孫氏の「王」であり「天子」であるというステータスも、そのような時代的風潮の一環として考えても良いものと思われる。

おわりに スライド 19・20

公孫度も、それを継承した公孫康も、藩属期を経て燕王として独立した公孫淵も、「王」でありながら「天子」であるというステータスを維持。その国は、名目上は遼東国期と燕国期の合わせて二十年間、そして、実質的には「始度以中平六年據遼東、至淵三世、凡五十年而滅」〔始め度の中平六年を以て遼東に據り、淵に至るまで三世、凡そ五十年にして滅ぶ〕²⁹こととなった。公孫度や公孫淵がさらに皇帝を称する意志があったか否かは不明であるが、この「王」でありながら「天子」であるというステータスは、当時の「天子」としての「王」の復権の趨勢と軌を一にする。当時、「皇帝」は約四百年にわたる伝統を有していたが、当時の視点から見れば、それよりも夏・殷・周三代の「王」の方が数千年の長きにわたる伝統を有しており、なおその権威はそこまで遠い過去のものではなかった。「皇帝」と「王」の違いにとらわれず、「天子」と

²⁸ 徐冲「『獻帝起居注』与獻帝朝廷的歴史意義」（『華東師範大学学報（哲学社会科学版）』二〇一八年第四期）、柴棟「六朝隋唐の王后・王太子号について——禪讓における事例を中心に——」（『集刊東洋学』120、2019年）を参照。

²⁹ 『三国志』卷八・魏書・公孫度伝。

して見た場合、遼東公孫氏政権は三国に比する四国目と見なして構わないものと思われる。「遼東公孫氏政権」という呼び名は、それを一国家・一王朝と見なさない伝統的な史観に基づくもの。これを一国・一朝として見なすためにも、「成漢」や「漢趙」の呼び名に倣い「遼燕」と称することを提唱したい。

なお、曹操政権や曹魏がなぜ公孫氏を「平州牧を自称している遼東太守」と見なしたのか、あるいは見なさなければならなかったのかという点に関しては、今後、機会を改めて検討したい。ただ、簡単に見通しを述べておくのであれば、遼燕滅亡時の事情が大きく関係していたのではないと思われる。すなわち、曹魏に任子として出されていた公孫晃が、反公孫淵の立場を表明して魏の朝廷に警鐘を鳴らし、極めて親魏的な態度を取っていたにもかかわらず、公孫氏滅亡時に公孫淵に連座して死罪とされたのに対し、公孫淵に拘束されていた公孫恭は魏軍により保護されたという事実がヒントになる。要するに、蜀漢滅亡時の劉禪、孫呉滅亡時の孫皓がいずれも殺されずに旧領の民心を得るために生かされて利用されたのと同様の立場が、公孫恭にも期待されていたのではないだろうか、ということである。もし公孫度や公孫康が天子を称した反逆者であると認めてしまえば、その子や弟に当たる公孫恭も当然ながら死罪に相当することになる。しかし、単に公孫淵が叛逆を行ったのであれば、公孫淵の父母妻子兄弟は死罪に当たるものの、叔父である公孫恭はそれには連座しない。そのため、公孫氏を滅ぼした後の曹魏王朝では、公孫度や公孫康を「平州牧を自称している遼東太守」として扱い、天子や王に即位したことに関しては見て見ぬふりをしたということなのではなかろうか。ただ、陳寿としては、詳しすぎるほどに公孫度の即位儀礼や天子としての各種の儀礼・儀制の整備について記すことで、暗に公孫度・公孫康が天子に即位していたことを示し、また、「公孫度伝」をまるで後世のたとえば『晋書』の載記や張軌伝（前涼）・涼武昭王李玄盛伝（西涼）のような体裁で、他の群雄の列伝とは一線を画した形で書くことで、遼燕のその国家としての足跡を描いたということなのではないかと思われる³⁰。

³⁰ 松田氏は「対外政策よりみた遼東公孫氏政権：三国時代の辺境独立政権」21頁において、公孫度による一連の天子の儀礼・儀制の記事について「陳寿の記述態度は、朝廷に対する公孫氏の反逆的行為を強調し故意に貶めようとする所にあるのを考慮に入れる必要がある。」とし、それを踏まえて、実際には公孫度は対外的には平州牧を自称し、政権内においてのみ王を称したのにもかかわらず、陳寿はまるで公孫度がそれ以上の地位に就いたかのように誇張して記述していると見なす。しかし、陳寿が本当に「朝廷に対する公孫氏の反逆的行為を強調し故意に貶めよう」としていたのであれば、袁術伝のように公孫度の僭号を明確に記すのが当然のように思われるが、そうはなっていないということに注意を向ける必要があるのではないか。つまり、陳寿としては公孫氏を貶めようとする意図はあっても、それを直接記述できなかったのであり、すなわち、公孫度は天子・王を僭号していたにもかかわらず、魏晋側があくまでも公孫度を「平州牧を自称していた遼東太守」と見なしているために、その認識に反して公孫度の僭号を直接記述することはできず、代わりに詳しすぎるほどに公孫度の即位儀礼や天子としての各種の儀礼・儀制の整備について記すことで、実際には袁術の如く僭号を行った不屈き者として公孫度を描こうとした、ということではないかと思われる。また、当該論文30頁注6では「陳寿にとって公孫氏は中国王朝（曹魏）に対する謀反人であり、西晋の臣下として彼が顧慮すべき司馬懿の活躍を描く上でも恰好の叙述対象であった。」と述べるが、公孫淵はともかく、公孫恭は曹魏の保護の対象となっており、公孫度・公孫康が謀反人の扱いをなされていれば公孫恭は死ななければならなかったというのは先述の通りである。陳寿の認識として「公孫氏は中国王朝（曹魏）に対する謀反人」であるというのはその通りであると思われるが、それが必ずしも魏晋王朝の公式の見解ではないということには注意すべきかと思われる。